

ふれあい

藤沢市



鎌倉市



茅ヶ崎市



寒川町



■取材先の農作物と加工品

表紙 1
 新規就農者の紹介 2~5
 農地の貸し借りについて 6
 農地中間管理機構が農地の貸し借りを
 お手伝いします！ 7
 農業委員・農地利用最適化推進委員紹介 8~9
 目標地図関係 10~11
 遊休農地の解消 12

利用状況調査を実施しています！
 農地法違反に対する是正指導！ 13
 農業者年金のポイント！！ 14
 農業者年金関係 15
 輝く湘南ファーマー 16~19
 農業委員会の研修会、
 全国農業新聞、編集後記 20

編集・発行 湘南地区農業委員会連合会（藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町）

事務局 藤沢市農業委員会 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所内 TEL0466-50-3565（直通）



者の紹介



藤沢市

地域発展と農業経営の安定化を目指して！

くわがきりゅういち
御所見地区の桑垣 隆一さん

令和4年5月に就農しました。

桑垣さんは、元々、国際協力機構（JICA）で、地域開発専門家として発展途上国を飛び回っていました。

その経験から、日本の経済は、今までに比べ発展したが、都市近郊の自然や昔ながらの地域社会が失われていると感じるようになり、これからは、自国の地域開発に力を入れていきたいと考えるようになったことが就農のきっかけだと言います。

帰国後、神奈川県農業ア



카데미で1年の研修を終え、令和4年5月に藤沢市の御所見地区で、約三反（三千平米）の農地を借り入れ、新規に就農を開始しました。

就農から1年が過ぎ、ほ場を訪れたところ夏作では、枝豆やトウモロコシ、ズッキーニーなど他にも様々な夏野菜の栽培を行っていました。

現在、多品目を扱っているのは、自分が栽培する上で得意品目を見つげるためだといいます。現状での得意品目を聞いてみると、今回ほ場で見せていただいた、枝豆やトウモロコシの出来栄がいいと教えてくれました。

最後に、農業に携わる中で、桑垣さんが何を大事にしているか尋ねたところ、「地域経済を发展させることが一番大切だ」と教えてくれました。

理由は、地域が発展することが、結果的に自分の農業経営を安定化させると桑垣さんは考えているからです。

地域の発展のために、地元のたい肥を使うことや地元の福祉施設と連携し農業を行うことをこの1年間で実践しているといいます。

これからは、地元の耕作放棄地の開墾に力を入れて経営規模の拡大と地域の経済発展を目指していきたいと強く意気込んでいました。





新規就農

鎌倉市

「鎌倉ナッツ」をつくりたい!

鎌倉地区の礒部 祐子さん

令和4年10月に就農しました。



礒部さんは、ご夫婦で油脂製造業を営みながら、油の原材料となるヘーゼルナッツを育てています。

現在は、油の原材料に、輸入品のヘーゼルナッツを取り扱っていますが、「輸入品に頼らず、国産の無農薬ヘーゼルナッツから油を搾りたい」という思いから、就農を志しました。

約3年前、自宅の庭に植えたヘーゼルナッツの木に、2粒の実がなり、「鎌倉の地でもヘーゼルナッツは育つ」と確信したそうです。

就農に向けて、メデイカルハーブセラピストなどの経験も活か



しながら、無農薬野菜農家の下で研修を積み、令和4年10月に、就農を開始しました。

「まず始めたのは、開墾作業。

重機も入らない山の中の農地で、草を刈っては根を掘り上げ、整地し、無農薬野菜農家で学んだ竹炭を畑にすきこみしました。スコップを使って、直径2m・深さ60cmの穴を苗木の数だけ掘る作業は、一苦労でした」と話す礒部さん。

土作りが終わると、いよいよ苗木を植えていきます。イタリアから仕入れたという2年苗は、3年程育てると実がなり始めますが、搾油できる量が収穫できるように育て、さらに5年ほどかかるそうです。

ナッツの実には、完全すると地面に落ちるので、低温圧搾機を使って油を搾ります。「低温で抽出するので、栄養価が高いんです」と語る礒部さん。ナッツの搾りかすは、お菓子の材料に、搾った油は、そのまま販売するほか、オイルマッサージに使用するなど、様々な活用方法があるそうです。

最後に、農家としての今後の目標を尋ねると、「他にも、油が採れる作物を育てたい。月桃製油などに挑戦したい」と、嬉しそうに話してくれました。

実がなるまでは、長期戦になりますが、搾油ができるたくさんの実が収穫できることを、願っています。





者の紹介



茅ヶ崎市

美味しい!! を提供したい!

しらはせまさかず
 芹沢地区の白波瀬 正和さん

令和5年5月に就農しました。

白波瀬さんは、市民農園で初めて自分で育てた落花生の美味しさに感動し、それがきっかけで農業を志しました。

令和5年3月に神奈川県農業アカデミーを卒業し、5月に芹沢で約二反（二千平米）の農地を借り入れて新規就農を果たしました。

就農初年度の今年は、出荷している寒川のわいわい市で売れる品目を確認するために少量多品目を栽培してきました。しかし、1日16時間も作業をしていたこともあり、費用対効果の面



からもこれではいけないと考えていたのですが、最近になって売れる品目が分かってきたそうです。その一つがトウモロコシです。

このおいしいトウモロコシを一人でも多くのお客様が手に取っていただけるよう、ひと手間加えました。皮を少し剥いて中の粒が見えるように



して販売するようにしました。今では午前中には完売してしまう程、売れ行きが好調だそうです。

現在、トウモロコシ、スイカ、トマト、枝豆などを栽培している白波瀬さんは、「美味しい物を提供していきたい」「一心でがむしゃらに取り組んでおり、お客様の声を聞きながら趣向に合ったものを今後も提供していきたい」といって語り、トウモロコシについても、肥料などを工夫して、更に甘さを増したものを作っていきなると、意気込みを熱く語ってくれました。



新規就農

寒川町

ブルーベリーの魅力を 寒川町に！

ながはら じゅんこ
岡田地区の長原 順子さん

令和4年10月に就農しました。



長原さんは、令和4年10月に寒川町岡田地区で、約一反（千平米）の農地を借り入れて新規就農しました。

就農したきっかけを尋ねたところ、会社員として働いていたが「個人事業主として起業したい」と思い立ち、起業家を応援するため『創業手帳』という冊子で探していたところ、愛知県岡崎市でブルーベリー観光農園にカフェを併設しているビジネスモデルを知り興味を



持たれたそうです。同様のシステムを採用している藤沢農園で実技を学び実際に植物を栽培してみると「植物を育てることは楽しい」と感じるようになり「自分は農業に向いている」と思うようになったとのこと。

就農されて楽しかったことを尋ねましたところ、「自然とダイレクトに触れ合えること」、「手間暇をかけて育てているブルーベリーをみるのが子供を見ているようで愛おしい」と嬉しそうに語っていました。現在

借りている農地は周りが拓けていたため風通しが良く、ブルーベリーを育てるには最適とのこと。ブルーベリーを摘み取りできるようになるにはあと1年かかるようで今が収穫時のようです。

来年からはブルーベリーを収穫して販売し始め、軌道に乗ってきたらキッチンカーでブルーベリーを使った料理を振舞ったり、規模を広げて観光農園を始めたいと楽しそうに語ってくれました。





農地の貸し借りについて

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定

■ 利用権設定とは

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（以下、「利用権設定」といいます。）とは、各市町と農業委員会が貸主と借主の間に入り、賃貸借契約（又は使用賃貸借契約）を成立させる制度です。

■ 利用権設定の特徴

通常、農地の貸し借りには農地法第3条に規定する許可を受ける必要がありますが、利用権設定では許可申請よりも簡易な手続きで安心して農地を貸し借りすることができます。

特徴 1

設定した契約期間が経過すれば、農地の賃貸借（又は使用賃貸借）は自動的に終了し、**農地が貸主に必ず返還されます。**

特徴 2

賃貸借（又は使用賃貸借）を継続したい場合は、更新手続きを行うことにより引き続き賃貸借（又は使用賃貸借）を行うことが可能です。

特徴 3

契約期間中に諸事情が生じ利用権設定の解除を行いたい場合には、双方合意のうえ解除申出書をご提出いただくことにより利用権設定の解除を行うことができます。

■ 利用権設定を行うことができる農地

利用権設定を行うことができる農地は、市街化調整区域内に所在する農地に限ります。

■ 詳細について

農地を借りられる方の要件やその他詳細につきましては、各市町農業委員会にお問い合わせください。

農地中間管理機構が 農地の貸し借りを お手伝いします!



高齢で農作業ができない…
農業後継者がいない…
田んぼだけ誰かに任せたい…

農地を貸したい方(出し手)

借受け

農地中間管理機構(神奈川県農業公社)

- ①農地の借受け
- ②受け手がまとめて利用できるよう配慮して貸出し
- ③貸し出すまでの間、農地を管理
- ④貸出し先が確実な場合、簡易な基盤整備を実施

機構は知事が指定した
公的機関です。
大切な農地を安心して
預けてください!

貸出し

農地を借りたい方(受け手)

経営規模を拡大したい!
まとまった農地を借りたい!
新規に農業に取り組みたい!



お問い合わせ先

【農地中間管理機構】公益社団法人 神奈川県農業公社

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階

TEL 045-651-1703

FAX 045-651-1760

E-mail jimukyoku@k-nk.or.jp

最適化推進委員紹介

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

藤沢市農業委員会

農業委員

会長 齋藤義治



代 委 委 委 委 委 委 委 委 委 代
 長 員 員 員 員 員 員 員 員 員 長
 職 吉 吉 田 落 上 飯 永 三 井 小
 務 川 原 代 合 田 田 野 上 上 林
 小 誠 豊 恵美子 喜治 洋子 芳一 良徳 健一 哲夫 正幸

鎌倉市農業委員会

農業委員

会長 平井保男



委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委 委
 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員
 砂 神 平 澤 佐 安 宮 北 漆 井 伊
 川 崎 川 野 藤 藤 村 原 出 澤 伊
 耕 享 勝 孝 智 康 利 豊 茂 忠 伊
 介 子 昌 行 哉 彦 彦 夫 彦 康 治

農地利用最適化推進委員



※農地利用最適化推進委員は設置していません。

副 副 委 委 委 委 委 委 委 委 副 副
 会 会 員 員 員 員 員 員 員 員 員 会 会
 長 長 飯 関 石 郷 小 市 三 和 落
 合 田 田 根 原 原 川 川 橋 田 合
 る 正 秀 和 幸 雅 る
 み 実 豊 雄 均 己 子 猛 裕 み
 こ 和 智 和 紀 久 夫 亜 希 子

農業委員・農地利用

茅ヶ崎市農業委員会

農業委員

会長 齋藤和子



茅ヶ崎市 

会長代理 吉田恵子
 会長代理 原田勝幸
 委員 石坂豊治
 委員 柿澤博
 委員 大竹孝一
 委員 小西利章
 委員 今井英夫
 委員 廣瀬正実
 委員 野中清

委員 杉本剛昭

委員 朝倉直芳

委員 村越重芳

委員 小澤昇

農地利用最適化推進委員

委員 市川芳男

委員 生川仁

委員 三橋清高

委員 内田信行

委員 平牧直樹



寒川町農業委員会

農業委員

会長 中村基寛



寒川町 

会長職務代理 相田孝

委員 大久保泰明

委員 金子イツ子

委員 市川幹雄

委員 五島修一

委員 福岡喜輝

委員 三澤伸喜

農地利用最適化推進委員

委員 川島博英

委員 相原善久

委員 露木武光

Q 地域計画ってどんなもの？

- 10年後、**地域の農業をどんな農業にしていきたいか、大切な農地を、どう守り、次の世代につないでいくか**を話し合い、地域の皆さんの希望する方向を明らかにする計画です。
- 最初の計画は、令和7年3月末まで作成しますが、決めた内容は、状況に応じて変更することができます。



Q 地域計画の中身は？

10年後の 地域農業の 在り方

地域でどのような農業を目指すか、担い手確保、基盤整備等の方針等



目標地図

地域で守りたい農地1筆ごとに10年後の予定耕作者を記入した地図

【作り方】

農地所有者の意向や、農地を借りたい担い手の意見等をもとに農地1筆ごとに10年後、耕作する方のお名前を地図に記入していきます

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------|------|
| 山田太郎 | 山田太郎 | 今渡健司 | 坂本次郎 | 今渡健司 | 今渡健司 |
| 山田太郎 | 山田太郎 | 信濃義作 | 今渡健司 | 長野花子 | 上田三郎 |
| 山田太郎 | 山田太郎 | 長野花子 | 長野健作 | 今渡健司 | 長野花子 |
| 今渡健司 | 上田三郎 | 長野健作 | 山田太郎 | 長野花子 | 坂本次郎 |
| 上田三郎 | 信濃義作 | 坂本次郎 | 今渡健司 | 長野健作 | 長野花子 |
| 原耕作組合(委託) | 原耕作組合(委託) | 原耕作組合(委託) | 原耕作組合(委託) | 長野花子 | 坂本次郎 |

〈目標地図の記載イメージ(10年後)〉



早めに「将来の耕作者」を決めた地図を作っておくことで、現在の耕作者が耕作をやめられた時に、円滑に農地を次の耕作者に引き継ぐことができます。



農業者の皆様をお願いしたいこと！

1 農地の意向把握にご協力ください

自分が耕作できなくなった時に、農地をだれかに託さないと、農地は荒れてしまいます。

託す相手が、担い手であれば農地は末永く安定的に活用され、地域の農業振興、農村景観の維持が期待されます。

このため、貸したい人の農地を、借りたい人に的確に橋渡ししていくことが大切です。そのためには、皆さんの今後の農地利用の意向（お考え）をお聞かせいただくことが必要です。

皆さんが所有されている農地を、
「今、どのように使っているのか」
「今後、どうしたいのか（貸したい、借りたい）」など
アンケート調査や個別の聞き取りなどでお尋ねした際には、
ぜひご回答ください。



2 地域の話し合いにご参加ください

農地を耕作する人が減少している中、地域の農業・農地を今後どうしたら将来に継承していけるのかについて、今後、話し合いが行われます。

話し合いの方法は地域によって色々ですが、あなたの地域で、「地域計画の話し合いをするよ！」と声がかかったら、ぜひ、お仲間と一緒に参加してください。

その時点では自分に明確な考えがなかったり、いいアイデアがなくても、たくさんの皆さんに参加いただくことで、きっと良い知恵が生まれます。（3人寄れば文殊の知恵とも言いますよね）

自分が生まれ育ち、生涯を終えていく「ふるさとの農業・農地への思い」を共有し、将来どんな状況になれば嬉しいか、無理のない範囲で、それぞれ何ができるのかを一緒に考えていただけませんか？

飛び込み参加も
大歓迎です！





遊休農地の解消



寒川町農業委員会では、荒廃してしまっている農地を復元するための活動「花いっぱいプロジェクト」を行っております。遊休農地からお花畑へと再生し、花が咲いたら多くの地域住民の方々に観て楽しんでいただくことを目的として進めています。

対象地はJ R相模線沿いにある農用地です。土地所有者はご高齢で簡単には復元できない約600㎡の荒廃農地となっており、所有者と受委託契約を締結し作業を行っております。

5月下旬に農業委員会で雑草の草刈りと耕うんを行ってひまわりの種を蒔きました。今年には農業委員改選のため、現在の任期である農業委員や最適化推進委員の方々にとっては最後の作業となりました。皆さん楽しく作業をされました。

J R相模線の車窓からもご覧いただけることから、地域住民の方々だけでなく電車をご利用の方々にも楽しんでいただいております。また、新しい試みとして、ひまわりを見に来られた方々がより楽しんでいただけるように、防草シートを敷いて花畑の奥まで行けるようにしました。

9月下旬には、再度耕うんを行い町の観光行事である「冬のみまわり」の種まきをする予定となっております、その時もたくさんの方々に楽しんでいただければと思います。

今後も、遊休農地の復元作業を継続し、遊休農地の解消に取り組みます。



利用状況調査を実施しています！



各市町村の農業委員会では、農地利用促進に繋げるための情報収集を目的として、毎年8月頃から管内の農地を一筆ごとに確認し、遊休化や耕作放棄とされている農地が違反転用等されていないかを調査しています。

調査の結果を踏まえて、適切な管理がなされていない農地について、土地所有者へ文書による通知を行い、今後の農地利用について意向確認を行います。その後、農業委員会による遊休農地の解消活動や農地中間管理機構への斡旋等を行っています。

農地の最適化は農業委員会の必須業務の一つとなっています。今後も遊休農地等の発生防止に努めていきます。

農地法違反に対する是正指導！



農地法では、農地を他の土地利用（駐車場・資材置場等）に転用するには、農業委員会や神奈川県知事等からの許可や届出が義務付けられています。これを行わずに農地以外してしまうと農地法違反に問われる可能性があります。

違反地の是正状況の確認や農地の無断転用の発見、防止のための農地パトロールを随時行っています。パトロール後に違反地として判断した土地の所有者への是正指導を行い、違反地ゼロに向けて取り組んでいます。

農業者年金のポイント！！

～しっかり積立、がっちりサポート、安心で豊かな老後を！～

老後の備えは万全ですか？

現在65歳の農業者年金受給者の平均余命は、男性が22年（87歳）、女性が27年（92歳）です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

〔日本人の平均寿命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。〕

女性農業者の長い老後を
しっかりサポートします

家族経営協定を結べば 保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んで農業経営に参画している配偶者も保険料の国庫補助が受けられます。

女性の農業経営への参画を
しっかり応援します！



農業者の老後の生活の収入は、 国民年金+農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万8千円が必要となるデータがあります。

→月額約10万円不足！

国民年金の不足分を
しっかりカバーします

農業者年金の加入には 農地の権利名義は要りません。

ご主人だけが農業者年金へ加入していたとしたら、先にご主人が亡くなった時、あなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人一人の備えが大切です。

自らの力で
老後に安心を！

農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2～6万7千円の間で千円単位）、経営状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3 税制面で大きな優遇措置があります

- ☒ 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。
（支払った保険料の15%～30%が節税）
- ☒ 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）は非課税です。
- ☒ 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます）

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります

まだまだ特徴はあります、詳しくは…

独立行政法人 農業者年金基金

TEL：03-3502-3199（相談員） TEL：03-3502-3942（企画調整室）

ホームページ：<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。



農業者年金が さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント

2

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります
(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

ポイント

3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます
(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ファーマー



藤沢市

藤田熊醸

はせがわのぼる
稲荷地区 長谷川 登さん

よしはら ゆたか
高倉地区 吉原 豊さん

いしづか よしあき すずき まさひこ
西俣野地区 石塚 義章・鈴木 政彦さん

藤沢産酒米100%の日本酒「藤田熊醸」をご存じでしょうか。

今年6月21日より市内の地酒専門店にて数量限定で販売されています。

こちらのプロジェクトは、元々、全量地元産の酒米で酒造りを希望していた「熊澤酒造」から、酒米作りに協力可能な水稲生産者の紹介について依頼があり、令和3年に「さがみ農協藤沢市稲作



による担い手不足などの影響を受け、年々減少しているとのこと。

水田には、食料生産だけでなく、洪水防止、

部会」のメンバー3名が酒米「五百萬石」を栽培し、藤沢産酒米の取り組みがスタートしました。

その後、令和4年には、メンバーを4名に増やし稲荷、西俣野、高倉、それぞれのは場で酒米作りに励み、今年、必要量が確保できたことから醸造することができたそうです。

今回は、代表して稲荷地区の長谷川登氏に話を伺ったところ、藤沢市の水田は、米の消費量減少に伴う米価の下落、生産資材の高騰、水稲生産者の高齢化

景観保全や生物多様性の確保など多面的な機能をもっているため、今後も保全が必要になると言います。そのためにも、「今回作った日本酒を皆さんで呑んでいただき、少しでも水田保全に応援いただければ嬉しいですね」と話してくれました。

藤 沢の
田 んぼで
熊 澤酒造が
醸 した日本酒



鎌倉市

鎌倉で初めてのしいたけ農家

みやじ ゆきお
関谷地区の宮地 幸夫さん

宮地さんは、長年、J Aさがみの職員として働き、令和5年3月の定年退職を機に、引き継いでいた農地を、「ただ管理するだけのマイナス財産とするか、プラス財産に転換するか」思料した結果、農業用ビニールハウスを建て、本格的に就農を開始しました。

実家は、寒川町で農業を営んでおり、10年前からしいたけ栽培を開始しており、宮地さんも「鎌倉で、しいたけ栽培を始めた」と考えたそうです。

栽培を開始するにあたって、J Aさがみしいたけ部会の方々の施設見学や、アドバイスを受け、令和5年4月、完成したばかりのハウスで、しいたけ栽培を開始しました。



「就農する際、しいたけ栽培専用のハウスを建築するための調整が必要で、準備が大変でした」と話す宮地さん。

実際に、ハウスの中に入ると、内壁には断熱材が吹き付けられており、空調設備・水道、保冷庫などが設置されています。特に空調設備は、ハウス内の適切な温湿度管理を行うために、重要な役割を担っていて、空調設備を設置することで、一年中、おいしいしいたけが栽培できるそうです。宮地さんのしいたけは、上

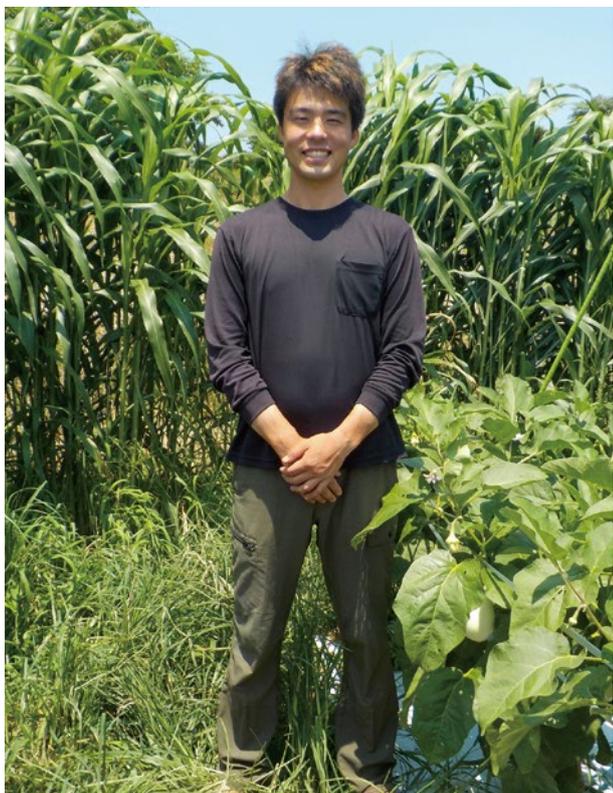


面栽培という栽培方法で育てられています。おがくず等を圧縮したもの（30cm四方の四角い形）を殺菌し、しいたけの菌を入れた【国産の菌床】を仕入れて、約3か月間、毎日、温湿度管理、水分管理をするそうです。

7月末、再びハウスを訪れると、立派なしいたけが育っていました。「しいたけ栽培が順調に進んだら、他にも、キクラゲ・ナメコなどを育てみたい」と話す宮地さん。

鎌倉で初めてのしいたけ農家として、これからのご活躍が楽しみです。

ファーマー



茅ヶ崎市

野菜と果物両方やっています!

よねやま もとぎ
 芹沢地区 米山 元貴さん

米山さんは、大学卒業後ドイツの有機栽培農場で1年間研修を受け、帰国後、農機具メーカーに就職して農機具の知識を深め、取扱経験も積みました。そして、6年前に祖父の後を引き継ぐ形で就農されました。

現在は芹沢でおよそ一町歩（一万平米）の農地を米山さんが家族の中心となり、営農しています。柿、トルコナス、ネギの栽培に力を入れており、栽培の入れ替わる時期にはキウイやイチジクの肥培管理も行うことで、収穫の谷間が生じ



ないようにしています。

米山さんのこだわりは土づくり。なるべく地元の堆肥を取り入れ化学肥料は不足分を補う程度で使用しているとのこと。その結果、最近の化学肥料の高騰の影響も少なく済んでるそうです。どちらかに偏らざいいところ取りをしながら行うハイブリッドな取り組みでここまでやってきたそうです。

1人の農作業では、負担軽減のための作業の分散化が重要で、トルコナスの灌漑施設はご自身で整備した

そうです。

祖父の後を引き継いでいく責任と工夫を重ねて取り組む熱意を感じました。

最後にやりがいを尋ねると、「農業は大変なことが多いが、お客様からおいしいとお褒めの言葉をいただくことがあり、それがやりがいです」と明るい笑顔で答えてくれました。



茅ヶ崎 よみな農園



寒川町

生け花の先生！

かねこ たかお
宮山地区 金子 隆夫さん

金子さんは、寒川町宮山でスイートピー等を栽培しており、農業委員として6年間活動されました。基本的にはお一人で作業をしており、年間で約10万本（スイートピー、トルコキキョウ、クルクマ等）を栽培し、わいわい市（寒川町）や花市場（厚木市）、直売所で販売しています。

以前は車関係の仕事をしていましたが、30代後半になったところで実家に戻り就農されたとのこと。もともと実家では花の栽培



以前は生け花の魅力を伝えるために寒川町の町民センターで子供たちや保護者を集めて教室を開いていましたが、新型

を行っており、花が好きだったことから実家に戻って就農する意思是会社員の時からあったようです。

金子さんは生け花をしており、流派の1つである池坊（いけのぼう）の看板を掲げて活動されているそうです。就農されて間もない頃に地域情報誌の中で、茅ヶ崎市で活動されている池坊の先生が紹介されていたことがきっかけで、すぐに連絡を取ってお会いしたそうです。

コロナウイルス感染症が流行したためその活動が出来ずになりました。しかし、コロナが落ち着いてきたため再開できるかもしれないと嬉しそうに語っていました。



農業委員会の研修会

藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町の農業委員会で構成する湘南地区農業委員会連合会では、定期的に農業委員と農地利用最適化推進委員の研修会を開催しています。

今年度は、委員改選があり、制度に関する基本的な知識を学ぶことを目的に、第1回目の研修会を8月1日（火）藤沢商工会館で行い、多くの委員が参加しました。

（公社）神奈川県農業会議が講師となり農地法や農業委員会の制度について勉強会を行い、各委員の知識向上を図ることができました。





全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

新聞

(週刊) 月4回金曜日発行
 月700円 年8,400円(税込)

■購読の申込みは、お住まいの市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

■発行所
全国農業会議所
 〒102-0084
 東京都千代田区二番町 9-8
 中央労働基準協会ビル 2F
 ☎ 03-6910-1130
 ☎ 03-3261-5132
 ✉ gyoumu@nca.or.jp
<http://www.nca.or.jp/shinbun>



農家の思いを伝え 農業・農村の「未来」を ともに考えます。

全国農業新聞は
 地域農業者の代表機関である
 農業委員会のネットワークが
 発行する週刊の農業総合専門紙です。

農業者の視点でお届けします

- ① 特長のある週刊新聞> 解説に力点をあいた企画編集とニュース報道
- ② 時代に鋭く斬り込む> 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 経営に役立つ> 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④ 喜びや悩みを共感できる> 読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤ 読みやすく親しみやすい> 老若男女が楽しむ読める

編集後記

今年もこの農業だより「ふれあい」第二十三号を発行することができました。これもひとえに皆様方のご協力のたまものと、心より感謝申し上げます。

湘南地区では、今年の7月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選がありました。新しく就任された委員の方々と共に、農地における様々な問題の解決・解消のために積極的な活動を行い、地域の大切な農地や農業を守っていきます。

私も3市1町の都市農業においては、その取り巻く環境がますます厳しくなっておりますが、この「ふれあい」が皆様の情報誌としてご愛読していただきますよう、より充実した紙面を目指して努力してまいります。

ご意見・ご要望をお寄せいただければ幸いです。

※お問い合わせは、各市町の農業委員会事務局へ
 藤沢市 0466-50-3565 (直通) 鎌倉市 0467-23-3000 (代表)
 茅ヶ崎市 0467-81-7214 (直通) 寒川町 0467-74-1111 内線753